

著作権法の一部を改正する法律案の概要

平成15年1月
文部科学省

改正の趣旨

著作権政策について「知的財産戦略大綱」と「知的財産基本法」に示された5つの分野（法律ルールの整備、円滑な流通の促進、国際的課題への対応、著作権教育の充実、司法救済制度の充実）のうち、法改正による対応が必要な及びについて、知的財産戦略を実現するための法整備を行う。

改正の概要

法律ルールの整備

(1) 映像コンテンツの保護の強化

アニメ、ビデオ、映画、ゲームソフトなど我が国が強い競争力を持つ映像コンテンツについて、内外における保護を強化するため、その保護期間を「公表後50年」から「公表後70年」に延長する。

(2) 教育、図書館、教科書等に係る例外規定の改正

教育の情報化等に対応して各種コンテンツの利用を推進するため、以下について「例外的な無許諾利用」ができる範囲を拡大する。

- ・コンピュータ教室等での「児童生徒」等によるコピー
- ・「遠隔授業」における教材等の送信
- ・「インターネット試験」等での試験問題の送信
- ・再生困難となった図書館資料の記録方式変換のためのコピー
- ・ボランティア等による「拡大教科書」の作成

映像コンテンツの保護強化のため、「公衆向けのビデオ上映会」を行える範囲を、学校における上映等に限定する。

司法救済制度の充実

以下の法整備により、侵害訴訟における権利者の立証負担を軽減する。

(1) 新たな「損害額算定制度」の導入

「海賊版の販売数」×「正規品の単位当たり利益」を損害額として算定できる新たな「損害額算定制度」を導入する。

(2) 被告による「行為の具体的態様の明示」の義務化

被告が侵害行為を否認する場合には、被告自身が自己の行為を具体的に説明しなければならないこととする。